

SDGsにおける17の目標及び169のターゲットと総合計画の各施策との対応

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】	1.1 2030年までに、現在1日 1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合	22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の3つ目「経済的困窮」に該当
			23	P78「1相談・支援体制の充実」の4つ目、「2日常生活支援の充実」の2つ目「生活困窮者」に該当
	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。	各国の貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合	24	P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当
			16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援や相談」に該当
	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保障制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	社会保障制度によって保護されている人口の割合	22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の3つ目「経済的困窮」に該当
			23	P78「1相談・支援体制の充実」の4つ目、「2日常生活支援の充実」の2つ目「生活困窮者」に該当
	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合	24	P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当
			9	P37「2住宅セーフティネットの構築」の1つ目「市営住宅の適正な維持管理」に該当
	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	23	P78「1相談・支援体制の充実」の4つ目、「2日常生活支援の充実」の2つ目「生活保護」に該当
			24	P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当
	1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	/	25	P86「3地域医療連携の強化」の2つ目「安心して暮らせる医療環境の充実に向け」に該当
			26	P88施策名「医療保険制度」に該当
	1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資	10	P38「2公共交通の利便性向上」の2つ目「乗合タクシー運行形態の抜本的見直し」に該当
			22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の4つ目「高齢者の移動手段の確保」に該当
	目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】	2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	栄養不足及び食料供給不足の蔓延率	23
24				P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」、「2母子保健の充実」に該当
2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。		5歳未満の子供の発育障害の蔓延度及び栄養失調の蔓延度	25	P85・86「4食育の推進」の1つ目、「1健康づくりの推進」の1つ目、2つ目に該当
			22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の3つ目「経済的困窮」に該当
2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。		5歳未満の子供の発育障害の蔓延度及び栄養失調の蔓延度	24	P80「現状と課題」の3つ目「家庭や地域の実情に応じた支援の充実」に該当
			25	P85・86「2母子保健の充実」の1、3、4つ目、「4食育の推進」の1つ目に該当

SDGs			総合計画中期基本計画		
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策担当番号	該当箇所	
10	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額、小規模食糧生産の平均的な収入	11	P42.P43「1工業の振興」の2つ目「異業種交流」、「5商業の進行」の1つ目「売上アップセミナー」及び2つ目「市外・県外・国外への販路拡大」、「6融資制度の活用促進」の「市の制度融資の活用」、「7地域経済団体の支援」の「地域経済活性化」が該当	
			12	P46「1担い手の支援と確保」1つ目の「経営規模の拡大」、P47「2農産物販路の多様化促進」1つ目の「販路確保・拡大を支援」に該当	
			13	P51「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当	
	11	2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合	11	P43「6融資制度の活用促進」の「市の制度融資」、「7地域経済団体の支援」の「地域経済活性化」に該当
				12	P46.47「1担い手の支援と確保」、「2農産物販路の多様化促進」、「3農地の流動化と有効利用の促進」、「5林業の振興」に該当
				13	P51「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当
	12	2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。】			
13	2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。				
14	2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。				
15	2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。				
目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	16 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	妊産婦死亡率	24	P81「2母子保健の充実」の3つ目「妊婦や乳幼児のいる家庭への訪問」及び4つ目「妊婦や乳幼児の健康診断の充実を図り」に該当	
			25	P85「2母子保健の充実【再掲】」の3つ目「妊婦や乳幼児のいる家庭への訪問」及び4つ目「妊婦や乳幼児の健康診断の充実を図り」に該当	
			26	P88「1市民の健康増進による医療費の削減・適正化」の1つ目「市民がそれぞれの健康に関心を持ち」に該当	
	17 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	5歳未満児死亡率、新生児死亡率	24	P81「2母子保健の充実」の3つ目「乳幼児のいる家庭への訪問」及び4つ目「乳幼児の健康診断の充実を図り」に該当	
			25	P85「2母子保健の充実【再掲】」の3つ目「乳幼児のいる家庭への訪問」及び4つ目「乳幼児の健康診断の充実を図り」に該当	
			26	P88「1市民の健康増進により医療費の削減・適正化」の1つ目「市民がそれぞれの健康に関心を持ち」に該当	
18 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	非感染者1,000人当たりの新規HIV感染者数、10万人当たりの結核感染者及びB型肝炎感染者数、1,000人当たりのマラリア感染者数	25	P85「1健康づくりの推進」の2つ目「各種健(検)診を受信しやすい環境」及びP86「3地域医療連携の強化」の2つ目「安心して暮らせる医療環境の充実」に該当		

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
17の目標	19 3.4 2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	心血管患者、癌、糖尿病、又は慢性的呼吸器系疾患の死亡率、自殺率	14	P54「1生きる力を育む指導の充実」の4つ目「生涯にわたってたくましく」に該当
			16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援や相談」及び「4相談活動の充実」の「青少年相談室」に該当
			25	P85.86「1健康づくりの推進」2つ目「各種健(診)」、「3地域医療連携の強化」の3つ目「体調の管理や、病気の治療相談が受けられる」及び「5自殺対策の推進」に該当
	20 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	薬物使用による障害のための治療介入の適用範囲、1年間の純アルコール量における、一人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用(2)	16	P59「3非行防止と社会環境浄化活動の推進」の「青少年の健全育成と非行防止」に該当
			25	P85「1健康づくりの推進」の1つ目「すべての世代を対象とする健康教室を実施」に該当
	21 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	道路交通事故による死亡率	3	P23「4交通安全教育・啓発の充実」の「交通安全教育・啓発の充実」に該当
			7	P32「2まちなか整備」の「観光客が安全・安心に回遊できる歩道整備」及び「3環境保全活動の支援」の「道路機能の改善」に該当
	22 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。	家族計画のためのニーズを近代的手法で充足する可能年齢(15歳~49歳)にある女性の割合、女性1,000人当たりの青年期(10~14歳;15~19歳)の出生率	16	P58「2啓発事業の推進」の「青少年育成の基本となる家庭の教育力向上を目指し」に該当
			25	P85「2母子保健の充実【再掲】」の1つ目「正しい知識の啓発を図る」に該当
	23 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	必要不可欠の公共医療サービスの適用範囲、家計収支に占める健康関連支出が大きい人口の割合	25	P85.86「1健康づくりの推進」の1つ目「すべての世代を対象とする健康教室を実施」及び「3地域医療連携の強化」の2つ目「安心して暮らせる医療環境の充実」に該当
			26	P88「1市民の健康増進により医療費の削減・適正化」の1つ目「市民がそれぞれの健康に関心を持ち」に該当
	24 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	家庭内及び外部の大気汚染による死亡率、不衛生な水、施設及び衛生状態不足(安全な上下水道と衛生サービスの導入を含む)による死亡率	1	P19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当
			6	P30「1公共下水道事業の推進」の1つ目「公共下水道未普及地域の解消」及び2つ目「公共下水道が利用可能な地域」に該当
	25 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	15歳以上の現在の喫煙率	16	P59「3非行防止と社会環境浄化活動の推進」の「青少年の健全育成と非行防止」に該当
25			P85「1健康づくりの推進」の1つ目「若年時からの健康的な生活習慣」に該当	
26 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾病のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。				
27 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。				

SDGs			総合計画中期基本計画		
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策担当番号	該当箇所	
	28 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	国際保健規則(IHR)キャパシティと衛生緊急対策	16 17 18 22 23 24 25	P58「2啓発事業の推進」の「青少年育成の基本となる家庭の教育力向上を目指し」に該当 P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当 P62「1機会や場の提供」の1つ目「スポーツ・レクリエーションに親しみ」及び3つ目「施設の利用促進」に該当 P75「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の1つ目「高齢者が自立した生活を維持」に該当 P78「1相談・支援体制の充実」の4つ目、「生活困窮者」に該当 P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当 P85「1健康づくりの推進」の1つ目「若年時から健康的な生活習慣」に該当	
目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	29 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	読解力、算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若年の割合(性別ごと)	14 15 24 28 29	P54「8年後にめざす姿」の1つ目「確かな学力」に該当 P56「2設備・機器の計画的な入替え・修繕」の「設備や機器等の計画的な入替え・修繕」に該当 P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当 P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき」に該当 P97「5各種事業の連携」に該当(生涯学習・子育て支援)に該当	
	30 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している5歳未満の子供の割合、体系的な学習に参加している者の割合	14 15 25 28 29	P54「8年後にめざす姿」の1つ目「確かな学力」に該当 P56「8年後にめざす姿」に該当 P85.86「1健康づくりの推進」の「すべての世代を対象とする健康教室を実施」及び「3地域医療連携の強化」の2つ目「安心して暮らせる医療環境の充実」に該当 P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき」に該当 P97「5各種事業の連携」に該当(子育て支援)に該当	
	31 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	過去12か月にフォーマル及びノンフォーマルな教育や訓練に参加している若者又は成人の割合(性別ごと)	16 17 20 21 27	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「ボランティア活動、リーダー研修及び学習機会を提供する各教室の開催等、各種事業活動を推進」に該当 P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当 P68.69「1文化財の保存と活用」の1つ目「生涯学習や学校教育の教材として活用」及び「2次代への継承」の2つ目「郷土芸能の保存・継承を推進」に該当 P70.71「1文化活動の推進」の1つ目「体験学習などの企画を検討・実施」及び「3教育普及活動の推進」の1つ目「文化・芸術鑑賞や創作活動に参加する機会の充実」に該当 P93「2将来の地域を担う人材育成の推進(シビックプライドの醸造)」の2つ目「地域の若者と中高生をつなぐプログラムを継続的に実施」に該当	
	32 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	ICTスキルを有する若者や成人の割合	11 12 13 16	P42「1工業の振興」の2つ目「ものづくりの人材育成を推進」に該当 P46.47「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の振興」の2つ目「担い手の育成」に該当 P51「1富岡製糸場と妙義山を拠点とした市内観光資源の魅力向上と情報発信」の5つ目「様々な媒体を活用した情報の受発信を推進」に該当 P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「青少年の自立と社会参加」に該当	
	33 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、バリエーション(男性・女性・障害等)	16 17 22 23 24 28	P58.59「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援や相談」及び「4相談活動の充実」の「青少年相談室」に該当 P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当 P75「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の3つ目「シルバー人材センターなどが取り組む高齢者の生きがいづくり」に該当 P78「3社会参加の支援」の1つ目「職業訓練を通じた社会参加への支援」に該当 P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当 P94「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当	
	34 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。				

SDGs			総合計画中期基本計画				
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所			
35	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	ジェンダー平等及び人権を含む地球市民教育、及び持続可能な開発のための教育が、各国の教育施策カリキュラム、教師の教育、及び児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル。	14	P54「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられる」に該当			
			16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「青少年の自立と社会参加を促す」及び「2啓発事業の推進」の「家庭の教育力向上を目指し」に該当			
			17	P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当			
			19	P65「1保存管理・整備活用推進」の1つ目「富岡製糸場の価値と魅力をより身近に感じ、理解できる整備活用」及び3つ目「文化財保存整備について理解を深められるように」に該当			
			20	P68「1文化財の保存と活用」の1つ目「文化財の適切な保存に努め、後世に継承」及びP69「2次代への継承」の2つ目「郷土芸能の保存・継承を推進」に該当			
			21	P71「3教育普及活動の推進」の2つ目「より多くの市民に学びの機会を提供」に該当			
			22	P75「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の2つ目「高齢者が経験や能力を地域の中で発揮できる環境整備を推進」に該当			
			23	P78,79「8年後にめざす姿」の1つ目「だれもが互いを尊重し、地域全体で支え合っています」及び「市民の役割」の1つ目「すべての市民が互いに支え合い、ともに生きる社会の実現に努めよう」に該当			
			24	P81「3助け合いによる子育て支援の推進」の4つ目「子育てと仕事の両立支援、男性の育児参加の促進」に該当			
			27	P92「1人と人がつながり・つくり出す「地域づくり」の推進」の3つ目「「ひとづくり・地域づくり」を推進」に該当			
			28	P94「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当			
			36	4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	電気、教育を目的としたインターネット、教育を目的としたコンピュータ、障害を持っている学生のための適切な施設や道具、基本的な飲料水、男女別の基本的なトイレ、基本的な手洗い場、以上の設備等が利用可能な学校の割合	14	P54,55「1生きる力を育む指導の充実」の2つ目「情報教育や英語教育の充実」及び「2地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の4つ目「特別な支援を必要とする児童・生徒」に該当
						15	P56「1施設の計画的な建替え・改修」の1つ目「学校施設営繕計画を作成」に該当
						16	P58,59「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援」及び「3非行防止と社会環境浄化活動の推進」の「青少年の健全育成と非行防止を図る」に該当
						17	P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当
						19	P65「1保存管理・整備活用推進」の1つ目「富岡製糸場の価値と魅力をより身近に感じ、理解できる整備活用」、3つ目「文化財保存整備について理解を深められるように」及び「3調査研究の推進」の1つ目「展示や報告書として広く発信」に該当
						20	P68,69「1文化財の保存と活用」の1つ目「文化財の適切な保存に努め、後世に継承」及びP69「2次代への継承」の2つ目「郷土芸能の保存・継承を推進」に該当
						21	P71「4施設の管理・運営」の1つ目「施設の老朽化に伴う改修・整備を計画的に推進」に該当
						22	P75「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の2つ目「高齢者が経験や能力を地域の中で発揮できる環境整備を推進」に該当
						23	P78「1相談・支援体制の充実」の4つ目、「生活困窮者、生活保護」及び「2日常生活支援の充実」の2つ目「生活困窮者、生活保護」に該当
						24	P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の6つ目「経済的負担の軽減」に該当
						27	P93「2将来の地域を担う人材育成の推進（シビックプライドの醸造）」の2つ目「地域の若者と中高生をつなぐプログラムを継続的に実施」に該当
						28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画に基づき」及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当
			37	4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。			

SDGs			総合計画中期基本計画				
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所			
目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	39 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	性別に基づく平等と差別徹底を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか	11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当			
			12	P46「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、性別に関係なく生産基盤と担い手の確保を進め、安定的で持続的な農林業を推進する。			
			13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目を拡大解釈、自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした老若男女全ての市民参加型の観光地づくりにより、多くのリピーターを確保する。			
			14	P54「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、確かな学力と豊かな感性に基づいた情操と道徳性、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、たくましく生きるための健康と体力を備えた子ども達を育てます。			
			16	P58「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、自ら社会参加し、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、自立した豊かな人間性を持った青少年を育てます。			
			17	P60「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、いつでもどこでも学べる環境が整備され、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、すべての市民が生涯を通じて学ぶ喜びを享受していきます。			
			18	P62「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、心と体の健康づくりとともに、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、スポーツ振興、競技力の向上に取り組んでいきます。			
			19	P65「3調査研究の推進」の4つ目「富岡製糸場での女性労働者の役割や労働環境などについて調査」に該当			
			23	P78「8年後にめざす姿」の1つ目「だれもが互いに尊重し」に該当			
			24	P81「2母子保健の充実」の1つ目「妊娠から出産、育児まで、心身ともに安心してすごせるよう、切れ目のない支援に努めます」に該当			
			27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、活力に満ちた地域づくりを図っていきます。			
			28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当			
			40	5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	これまでパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在又は以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合	3	P23「3防災・防犯体制の促進」の「防犯意識の高揚を図る」に該当
			41	5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。			
	42 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合	7	P32施策名の「安全で利便性の高い都市基盤の整備」の「都市基盤の整備」に該当			
			10	P38施策名の「公共交通の確保と利便性の向上」に該当			
			11	P42「2就労・雇用の支援」の3つ目「市民の子育てや介護と仕事の両立を支援」に該当			
			12	P46「1担い手の支援と確保」の基礎的な事項と考えられる			
			13	P50施策名「観光振興の推進」が「公共サービス」に該当			
			14	P54「1生きる力を育む指導の充実」の3つ目に該当			
			16	P58.59「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「各種事業活動を推進」、2つ目「困難を有する子ども・若者の支援」及び「4相談活動の充実」の「ぶらすゆの相談事業」に該当			
			17	P61「3社会教育活動の推進」の「地域の多様な社会教育活動」、「4社会教育施設の整備」及び「5図書館の充実」に該当			
			27	P93「市民協働基本指針」の内容に該当			
			28	P94「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当			
	43 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	国会及び地方議員において女性が占める議席の割合、管理職に占める女性の割合	11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当			
			12	P46「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、性別に関係なく生産基盤と担い手の確保を進め、安定的で持続的な農林業を推進する。			
			13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目を拡大解釈、自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした老若男女全ての市民参加型の観光地づくりにより、多くのリピーターを確保する。			
			27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、活力に満ちた地域づくりを図っていきます。			
28			P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当				
31			P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当				
		32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当				

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策担当番号	該当箇所
目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	44 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	性的関係、避妊、性と生殖に関する健康について、自分で意思決定を行うことができる15～49歳の女性の割合。15歳以上の女性及び男性に対し、性と生殖に関する健康、情報、教育を保護する法律や規定を有する国の数	25	P85「2母子健康の充実[再掲]」の1つ目「各種教室や講習会の実施による正しい知識の啓発を図る」に該当
			11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当
	45 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合。農地所有者又は権利者における女性の割合。土地所有者及び管理者に関する女性の割合	12	P46「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、性別に関係なく生産基盤と担い手の確保を進め、安定的で持続的な農業を推進する。
			13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目を拡大解釈、自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした老若男女全ての市民参加型の観光地づくりにより、多くのリピーターを確保する。
			28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当
			11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当
	46 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	携帯電話を所有する個人の割合。	12	P46「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、性別に関係なく生産基盤と担い手の確保を進め、安定的で持続的な農業を推進する。
			13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目を拡大解釈、自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした老若男女全ての市民参加型の観光地づくりにより、多くのリピーターを確保する。
			14	P54「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、確かな学力と豊かな感性に基づいた情操と道徳性、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、たくましく生きるための健康と体力を備えた子どもを育てます。
			16	P58「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、自ら社会参加し、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、自立した豊かな人間性を持った青少年を育てます。
			17	P60「8年後にめざす姿」の1つ目を拡大解釈、いつでもどこでも学べる環境が整備され、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、すべての市民が生涯を通じて学ぶ喜びを享受していきます。
			19	P65「3調査研究の推進」の4つ目「富岡製糸場での女性労働者の役割や労働環境などについて調査」に該当
28			P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当	
47 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	ジェンダー平等及び女性の能力強化のための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合	28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当	
目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	48 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。	安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合	5	P29「3安全な水道水の安定供給」の2つ目「安全でおいしく飲める水道水」に該当
			6	P30「8年後にめざす姿」の「生活排水適切に処理され、清潔で快適な生活環境が確保」に該当
	49 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合	6	P30「8年後にめざす姿」の「生活排水適切に処理され、清潔で快適な生活環境が確保」に該当
			7	P32「3環境保全活動の支援」に該当
			8	P34施策名「快適で美しい都市環境の整備」に該当
	50 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	安全に処理された廃水の割合。良好な水質を持つ水域の割合。	1	P18「1ごみの減量化・循環利用の推進」に該当
			6	P30.3「1公共下水道事業の推進」、2「農業集落排水事業の推進」及び「3浄化槽整備推進事業の推進」に該当
			7	P32「3環境保全活動の支援」に該当
	51 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	水の利用効率の経時変化、水ストレスレベル(淡水資源量に占める淡水採取量の割合)	7	P32「3環境保全活動の支援」に該当
			11	P42「2商工業の振興全般」にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる
12			P47「5森林の振興」の3つ目「森林の保全」に該当	
13			P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした観光施策を展開」に該当	
52 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含み、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。				

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
	53 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	水関連生態系範囲の経時変化	7	P32「現状と課題」の6つ目「市街地を囲む豊富な自然など、それぞれの特性とその保全に配慮した計画的な土地利用が必要」に該当
			8	P34施策名「快適で美しい都市環境の整備」に該当
			12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」に該当
			17	P60「1学習機会の拡充」の1つ目「学べる機会の拡充」に該当
			27	P92「1人と人がつながり・つくり出す「地域づくり」の推進」の3つ目に該当
	54 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。			
目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	56 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	電気を受電可能な人口比率。クリーンな燃料や技術に依存している人口比率	11	P19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当
			11	P42商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる
	12	P47「3農地の流動化と有効利用の促進」の2つ目「農地の流動化と有効利用を促進」に該当		
	13			
	57 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率	1	P19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当
			9	P36「1安全で良質な住環境づくり」の3つ目「低炭素建築物の普及を図る」に該当
	10	P51観光の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる		
	58 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	一次エネルギー及びGDP当たりのエネルギー強度	1	P19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当
			1	P19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当
	59 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムにおけるものを含む再生可能エネルギー生成への支援に関する開発途上国に対する国際金融フロー	11	P42商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる
60 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。				
	目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	61 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。		
12			P46.47「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当	
62 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。		労働者1人当たりの実質GDPの年間成長率	11	P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当
			12	P46.47「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当
63 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。		農業以外におけるインフォーマル雇用の割合(性別ごと)	11	P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当
			12	P46.47「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当
13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」に該当			

SDGs			総合計画中期基本計画						
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所					
64	8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。								
					65	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	女性及び男性労働者の平均時給(職業、年齢、障害者別)、失業率(性別、年齢、障害者別)	11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目の「仕事と家庭の調和」に該当
								12	P46.47「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当
								13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」に該当
								16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「各種事業活動を推進」に該当
								17	P60「1学習成果を活かす仕組みの拡充」の1つ目「学習で得た知識や技能を地域へ還元できる人材育成に努める」に該当
								19	P65「3調査研究の推進」の4つ目「富岡製糸場での女性労働者の役割や労働環境などについて調査研究」に該当
								22	P75「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の2つ目「高齢者が経験や能力を地域の中で発揮できる環境整備を推進」に該当
								23	P78「3社会参加の支援」の1つ目「職業訓練を通じた社会参加への支援」に該当
								24	P81「3助け合いによる子育て支援の推進」4つ目の「子育てと仕事の両立支援」に該当
								28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画に基づき」及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当
								66	8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
12	P46「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当								
13	P50観光振興による雇用創出・人材育成								
16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「ボランティア活動、リーダー研修及び学習機会を提供する各教室の開催等、各種事業活動を推進」に該当								
67	8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。								
					68	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	致命的及び非致命的な労働災害の発生率(性別、移住状況別)、国際労働期間原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利(結社及び団体交渉の自由)における国内のコンプライアンスのレベル(性別、移住状況別)	11	P42「2就労・雇用の支援」の4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当
								12	P46「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当
								13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」に該当
28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画に基づき」及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当								
69	8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	全GDP及びGDP成長率に占める割合としての観光業の直接GDP。全観光業における従業員数に占める持続可能な観光業の従業員数の割合		11	P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当				
				12	P46「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当				
				13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当				
				20	P68.69「1文化財の保存と活用」の1つ目「文化財の適切な保存に努め、後世に継承」及び「2次代への継承」の2つ目「郷土芸能の保存・継承を推進」に該当				
				21	P71「3教育普及活動の推進」の1つ目「文化・芸術鑑賞や創作活動に参加する機会の充実」に該当				
				30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当				
				31	P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当				
				32	P102施策名「持続可能な行政経営」に該当				
70	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。								

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
	71 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。			
	72 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。			
目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	73 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	全季節利用可能な道路の2Km圏内に住んでいる地方の人口の割合	7	P32「現状と課題」の3つ目「生活道路の機能向上とネットワーク形成」に該当
			8	P34「1公園機能の充実と維持管理」及び「2公園の適正管理と長寿命化」に該当
			10	P38「2公共交通の利便性向上」に該当
	74 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	1人当たり並びにGDPに占める製造業の付加価値の割合。全労働者数に占める製造業労働者数の割合。	11	P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当
			12	P46「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当
			13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当
	75 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。		30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当
	76 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	付加価値の単位当たりのCO2排出量	7	P32「8年後にめざす姿」の2つ目「環境にやさしく、災害に強い道路ネットワークが整備」に該当
			8	P34「現状と課題」の4つ目「中心市街地には、商家建築、土蔵、長屋などの古い建物が多く残されており、歴史や文化を感じさせるまちなみが形成されています。これらを活用するとともに」に該当
10			P38「2公共交通の利便性向上」に該当	
11			P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当	
12			P46「1担い手の支援と確保」の2つ目「担い手確保」、P47「4養蚕業への支援」の1つ目「養蚕業の担い手の確保」及び「5林業の進行」の2つ目「担い手の育成」に該当	
13			P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当	
77 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また「官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	GDPに占める研究開発への支出。100万人当たりの研究者	11	P42「1工業の振興」の2つ目「異業種交流などを通じた新たな産業の創出やものづくりの人材育成を推進」に該当	
		14	P54「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられるように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます」に該当	
78 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。				
79 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。				

SDGs			総合計画中期基本計画		
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所	
	9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。				
目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	1人当たりの家計支出又は所得の成長率(人口の下位40%のもの。総人口のもの)	11	P42「2就労・雇用の支援」の3つ目「市民の子育てや介護と仕事の両立を支援」、4つ目「若者や女性、高齢者などがいきいきと働き続けられる」及び5つ目「仕事と家庭の調和」に該当	
			12	P47「2農産物販路の多様化促進」、「4養蚕業への支援」及び「5林業の振興」に該当	
			13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」、4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当	
			14	P54,55「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられるように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます」及び「2地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の4つ目「特別な支援を必要とする児童・生徒」に該当	
			15	P56「8年後にめざす姿」の「子ども達が、安全な教育環境のもと、安心して充実した学校生活」に該当	
			16	P58,59「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援や相談」及び「4相談活動の充実」の「青少年相談室」に該当	
			17	P60「1学習機会の充実」の1つ目「いつでもどこでも学びたいときに学べる機会の拡充」及び「2学習成果を活かす仕組みの拡充」の1つ目「学習で得た知識や技術を地域へ還元できる人材育成に努める」に該当	
			22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の3つ目「高齢者のセーフティネット」、「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の1つ目「高齢者が自立した生活を維持」及び2つ目「高齢者が経験や能力を地域の中で発揮できる環境整備を推進」に該当	
			23	P78「1相談・支援体制の充実」4つ目、「生活困窮者、生活保護」及び「2日常生活支援の充実」2つ目の「生活困窮者、生活保護」に該当	
			27	P92「1人と人がつながり・つくり出す「地域づくり」の推進」の3つ目「ひとづくり・地域づくりを推進」に該当	
			28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画に基づき」及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当	
			29	P96「8年後にめざす姿」の2つ目「交流・関係人口の増加により、賑わいと魅力あふれるまち」に該当	
			30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当	
			31	P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当	
			32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当	
		10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	過去12か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合	28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画に基づき」及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当
		10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	GDPの労働分配率(賃金と社会保障給付)	31	P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当
				32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」及び「2市税等の適正・公平な賦課と徴収」の「適正かつ公平な賦課・徴収の強化」に該当
	10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。				
	10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。				
	10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。				
	10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。				

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
	89 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。			
	90 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。			
目標 11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	91 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	スラム、非正規の住居や不適切な住宅に居住する都市人口の割合	7	P32「現状と課題」の3つ目「生活道路の機能向上とネットワーク形成」に該当
			8	P34施策名「快適で美しい都市環境の整備」に該当
			9	P37「2住宅セーフティネットの構築」の1つ目「市営住宅の適正な維持管理により、入居者の良好な住環境の「質」の確保と長寿命化に努めます。」に該当
	92 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）	7	P32施策名「安全で利便性の高い都市基盤の整備」に該当
			10	P38「現状と課題」の4つ目「公共交通網の維持は、移動手段の確保だけでなく、地域コミュニティの維持やまちの賑わいと交流機会の創出、だれもが安心して暮らし続けるための機能」に該当
	93 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	人口増加率と土地利用の比率。定期的かつ民主的に行われる都市計画及び管理において、市民社会に直接参加できる構造を持つ都市の割合。	7	P32.33「1都市計画道路の整備」及び「4新たな土地利用計画制度の導入・検討」に該当
			8	P34施策名「快適で美しい都市環境の整備」に該当
			9	P36.37「1安全で良質な住環境づくり」及び「3空き家等の利活用」に該当
			10	P38「2公共交通の利便性向上」に該当
			11	P42施策名「商工業の振興と雇用対策の推進」に該当
			12	P47「3農地の流動化と有効利用の促進」及び「7土地基盤整備の推進」に該当
			25	P85.86「1健康づくりの推進」、「2母子保健の充実【再掲】」及び「地域医療連携の強化」に該当
			26	P88「8年後にめざす姿」の「国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の安定した運営が図られ、だれもが安心して医療を受けられます。」に該当
			29	P97「3移住定住促進のための制度の活用」、「5各種事業の連携」に該当
			30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当
94 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額	13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目「自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした住民参加型の観光地づくり」に該当	
		14	P55「2地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の5つ目「富岡製糸場をはじめとして、地域の人や文化、自然を教材として取り入れた学習の充実」に努めます。」に該当	
		19	P64施策名「富岡製糸場の保存と活用」に該当	
		20	P68施策名「歴史・伝統・文化資源の保存と活用」に該当	
		21	P70「8年後にめざす姿」の1つ目「市民が文化・芸術や郷土の歴史にふれ、生きがいを持って心豊かにいきいきと暮らしています」に該当	
		27	P93「2将来の地域を担う人材育成の推進（シビックプライドの醸造）」の2つ目「地域の若者と中高生をつなぐプログラムを継続的に実施し、シビックプライドの醸造を図ります」に該当	
		30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当	
95 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	10万人当たりの災害による死者数、行方不明数、直接的負傷者数	3	P22「2防災体制の充実」に該当	
		4	P24施策名「消防体制の充実」に該当	
		5	P28「1水道事業の健全経営」の4つ目「災害発生時等の緊急時においても、安全な水道水が安定して供給できる体制の確保と維持に努めます。」に該当	
		6	P30「現状と課題」の4つ目「汚水処理施設の地震等による被災」に該当	
		7	P32「現状と課題」の3つ目「生活道路の機能向上とネットワーク形成」に該当	

SDGs			総合計画中期基本計画					
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所				
	96 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合。都市部における微粒子物質の年平均レベル	1	P18,19「ごみの減量化・循環利用の推進」及び「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当				
			6	P30「8年後にめざす姿」の「生活排水が適切に処理され、清潔で快適な生活環境が確保」に該当				
	97 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障害者別)。過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合	7	P32「現状と課題」の3つ目「生活道路の機能向上とネットワーク形成」に該当				
			8	P34「1公園機能の充実と維持管理」及び「2公園の適正管理と長寿命化」に該当				
			9	P36「8年後にめざす姿」の1つ目「だれもがライフスタイルに応じた快適な住まいで暮らしています」に該当				
			10	P38「現状と課題」の4つ目「公共交通網の維持は、移動手段の確保だけでなく、地域コミュニティの維持やまちの賑わいと交流機会の創出、だれもが安心して暮らし続けるための機能」に該当				
			15	P56「8年後にめざす姿」の「子ども達が、安全な教育環境のもと、安心して充実した学校生活」に該当				
			16	P59「4相談活動の充実」に該当				
			17	P61「社会教育活動の推進」の「地区公民館を、地域で社会教育活動を行う団体の育成と支援を推進するための拠点と位置づけ」に該当				
			18	P62「1機会や場の提供」の1つ目「市有スポーツ・レクリエーション施設の利便性向上を図る」に該当				
			22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の4つ目「高齢者の移動手段の確保」に該当				
			23	P79「5環境整備の推進」の1つ目「バリアフリーやユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを推進」に該当				
	24	P80「1地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の4つ目「子ども達が安心して遊べる、地域に根ざした遊び場の整備を推進」に該当						
	27	P92「1人と人がつながり・つくり出す「地域づくり」の推進」に該当						
	28	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当						
	98 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	人口予測とリソース需要についてとりまどめながら都市及び地域開発計画を実施している都市に住んでいる人口の割合	7	P32「現状と課題」の7つ目「まちのまとまりの形成や開発の誘導を適正に行う」に該当				
			10	P38「現状と課題」の4つ目「公共交通網の維持は、移動手段の確保だけでなく、地域コミュニティの維持やまちの賑わいと交流機会の創出、だれもが安心して暮らし続けるための機能」に該当				
	99 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	仙台防災枠組2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数。仙台防災枠組2015-2030に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合	1	P18「ごみの減量化・循環利用の推進」及びP19「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当				
			2	P21「1消費生活センター運営の充実」、「2消費者の支援・育成」の1つ目「賢い消費」に該当				
			3	P22「2防災体制の充実」に該当				
4			P24「24施策名「消防体制の充実」」に該当					
7			P32「現状と課題」の3つ目「生活道路の機能向上とネットワーク形成」に該当					
31			P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当					
32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当							
目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する	101 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。	持続可能な消費と生産に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとしてSCPが組み込まれている国の数	1	P18「現状と課題」の4つ目「化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出量削減を図る」に該当				
					103 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	グローバル食品ロス指数	1	P18「ごみの減量化・循環利用の推進」の1つ目「家庭からのごみ排出量削減を推進」に該当
							2	P21「2消費者の支援・育成」の1つ目「賢い消費」に該当
12	P47「2農産物販路の多様化促進」の1つ目「6次産業化を推進」に該当							
17	P60「8年後にめざす姿」の1つ目「いつでもどこでも学べる環境が整備され、すべての市民が生涯を通じて学ぶ喜びを享受」に該当							
27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」に該当							

SDGs			総合計画中期基本計画			
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所		
104	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	有害廃棄物や他の科学物質に関する国際多国間環境協定で定められている情報の提供の義務を果たしている締約国の数。有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合。	1	P18,19「ごみの減量化・循環利用の推進」及び「4低炭素のまちづくりの促進」の2つ目「二酸化炭素の排出量削減の必要性」に該当		
			11	P42「商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる」に該当		
			12	P47「5林業の推進」の3つ目「森林の保全と資源利用の両立を図る」に該当		
			13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目「自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした住民参加型の観光地づくり」に該当		
			27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」に該当		
	105	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数	11	P42「商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる」に該当	
				12	P47「5林業の推進」の3つ目「森林の保全と資源利用の両立を図る」に該当	
				13	P50「8年後にめざす姿」の2つ目「自然や歴史的建造物、人やまちなみ、食や特産品などの地域資源を活かした住民参加型の観光地づくり」に該当	
	106	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	/	/	/	
						107
	32	P102「1健全な財政運営」に該当				
108	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	気候変動教育を含む、地球市民教育、及び持続可能な開発のための教育が、各国の教育政策、カリキュラム、教師の教育、及び児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル	7	P32「現状と課題」の6つ目「市街地を囲む豊富な自然など、それぞれの特性とその保全に配慮した計画的な土地利用が必要」に該当		
			8	P34「現状と課題」の4つ目「中心市街地には、商家建築、土蔵、長屋などの古い建物が多く残されており、歴史や文化を感じさせるまちなみが形成されています。これらを活用するとともに」に該当		
			14	P54,55「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられるように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます」及び「地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の4つ目「特別な支援を必要とする児童・生徒」に該当		
			17	P60「8年後にめざす姿」の1つ目「いつでもどこでも学べる環境が整備され、すべての市民が生涯を通じて学ぶ喜びを享受」に該当		
			31	P101「5計画行政の推進」に該当		
109	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	/	/	/		
					110	12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
19	P65,66「1保存管理・整備活用の推進」、「3調査研究の推進」及び「5「富岡シルク」の普及促進」に該当					
111	12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する。化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	/	/	/		
					20	P68,69「1文化財の保存と活用」の1つ目「文化財の適切な保存に努め、後世に継承」及び「2次代への継承」の2つ目「郷土芸能の保存・継承を推進」に該当
					21	P70「8年後にめざす姿」の1つ目「市民が文化・芸術や郷土の歴史にふれ、生きがいを持って心豊かにいきいきと暮らしています」に該当
			30	P99「3地域資源を活かした観光振興」及び「4富岡ブランドの磨き上げ」に該当		

SDGs			総合計画中期基本計画			
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策担当番号	該当箇所		
目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる* 【国地気候:全般】	112 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数。仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し、実行している国の数。仙台防災枠組み2015-2030に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合。	1	P18「現状と課題」の4つ目「化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出量削減を図る」に該当		
			3	P22「防災体制の充実」に該当		
			5	P28「水道事業の健全経営」の4つ目「災害発生時等の緊急時においても、安全な水道水が安定して供給できる体制の確保と維持に努めます」に該当		
			6	P30「下水道・浄化槽の整備推進」の「現状と課題」の4つ目「汚水処理施設の地震等による被災」に該当		
			7	P32「8年後にめざす姿」の2つ目「環境にやさしく、災害に強い道路ネットワークが整備」に該当		
			8	P34「現状と課題」の2つ目「防災の拠点にもなる公園」に該当		
			9	P36「現状と課題」の6つ目「地震による建築物等の被害を軽減し、市民の生命や財産を守るため、建築物等の耐震性向上を図ることが必要です」に該当		
			113 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		1	P18「現状と課題」の4つ目「化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出量削減を図る」に該当
					14	P54.55「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられるように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます」及び「2地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の4つめ「特別な支援を必要とする児童・生徒」に該当
	114 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。		16	P58「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の1つ目「ボランティア活動、リーダー研修及び学習機会を提供する各教室の開催等、各種事業活動を推進」に該当		
			17	P60「8年後にめざす姿」の1つ目「いつでもどこでも学べる環境が整備され、すべての市民が生涯を通じて学ぶ喜びを享受」に該当		
			27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」に該当		
	115 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。					
116 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。						
目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	117 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	沿岸富栄養化指数及び浮遊プラスチックごみの密度	1	P18「1ごみの減量化・循環利用の推進」の1つ目「家庭からのごみ排出量削減を推進」に該当		
			6	P30「8年後にめざす姿」の1つ目「生活排水が適切に処理され、清潔で快適な生活環境が確保」に該当		
			7	P32「8年後にめざす姿」の2つ目「環境にやさしく」に該当		
			11	P42「商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる」		
			12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当		
			13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当		
			1	P18「1ごみの減量化・循環利用の推進」の1つ目「家庭からのごみ排出量削減を推進」に該当		
	118 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	生態系ベースのアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合	5	P28「水道事業の健全経営」の4つ目「災害発生時等の緊急時においても、安全な水道水が安定して供給できる体制の確保と維持に努めます」に該当		
			11	P42「商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる」		
			12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当		
			13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当		
			14	P54.55「1生きる力を育む指導の充実」の1つ目「急速に変化する社会を生きるために必要な力を身につけられるように、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努めます」及び「地域に根ざした、信頼され、魅力ある学校づくり」の4つめ「特別な支援を必要とする児童・生徒」に該当		
	119 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。					

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
	120	14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。		
	121	14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。		
	122	14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。		
	123	14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々のGDPに占める持続可能な漁業の割合	13 P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」、4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」及び「3食のブランド化と特産品の開発・普及」に該当
	124	14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを動かしつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。		
	125	14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。		
	126	14.c 「我々の求める未来」のバラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。		
目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	127	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	土地全体に対する森林の割合。陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合。	7 P32「現状と課題」の6つ目「市街地を囲む豊富な自然など、それぞれの特性とその保全に配慮した計画的な土地利用が必要」に該当 12 P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当
	128	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	持続可能な森林管理における進歩	1 P18「現状と課題」の4つ目「化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出量削減を図る」に該当 12 P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当
	129	15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。		
	130	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域範囲。山地グリーンカバー指数	12 P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
17	131 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止のための緊急かつ意味のある対策を講じる。			
	132 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。			
	133 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。			
	134 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	外来種に関する国内法を採択しており、侵略定外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合	12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当
	135 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗	12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当
			32	P32「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当
	136 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出	11	P42商工業の振興全般にわたって、環境負荷の低減が基礎と考えられる
			12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当
137 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出	13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光振興のための取組を一体的に推進」及び4つ目「自然、歴史的建造物、人、まちなみ、食や特産物などの地域資源を活かした観光施策を展開」に該当	
		12	P47「5林業の振興」の3つ目「森林の保全」及び「6有害鳥獣被害の防止」の3つ目「里山や竹林の環境整備」に該当	
138 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。				

SDGs			総合計画中期基本計画		
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所	
目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	139 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数(性別、年齢別)。10万人当たりの紛争関連の死者の数(性別、年齢、原因別)。過去12か月における身体的、精神的又は性的暴力を受けた人口の割合。自身の居住地域を一人で歩いて安全と感じる人口の割合	2	P20施策名「安心して暮らせる環境の整備」に該当	
			3	P23「3防災・防犯体制の促進」に該当	
			14	P54「8年後にめざす姿」の1つ目「確かな学力と豊かな感性に基づいた情操と道徳性、たくましく生きるための健康と体力を備えた子ども達が育っています」に該当	
			16	P59「3非行防止と社会環境浄化活動の推進」の「青少年の健全育成と非行防止を図る」に該当	
			17	P60施策名「生涯学習活動の充実」に該当	
			22	P75.76「1地域包括ケアシステムの推進」3つ目「虐待などの理由により自宅での生活が困難な高齢者のセーフティネット」、「市民の役割」の1つ目「心身の健康の維持や互いの理解に努めましょう」、3つ目「虐待などの早期発見と未然防止に努めましょう」に該当	
			23	P78.79「8年後にめざす姿」の1つ目「だれもが互いを尊重し、地域全体で支え合っています」及び「市民の役割」の1つ目「すべての市民が互いに支え合い、ともに生きる社会の実現に努めましょう」に該当	
			24	P81「3助け合いによる子育て支援の推進」の1つ目「児童虐待の早期発見と未然防止」及び2つ目「児童虐待等の迅速・確かな対応」に該当	
			27	P92.93「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」及び「市民の役割」の3つ目「地域内の人と人とのつながりを大切に(共助)、地域内の情報を共有しましょう」に該当	
	28	P94「8年後にめざす姿」の1つ目「市民一人ひとりが人権について理解し、ともに尊重し合い、心豊かで健康に暮らしています」に該当			
	140	16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	過去1か月における保護者等からの身体的暴行及び/又は心理的な攻撃を受けた1〜17歳の子供の割合。10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取携帯別)。18歳までに性的暴行を受けた18〜29歳の若年女性及び男性の割合	14	P55「市民の役割」の3つ目「家庭環境の重要性を理解しましょう」に該当
	141	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。		16	P58.59「1青少年育成のための地域及び各関係機関の連携・活動推進」の2つ目「困難を有する子ども・若者の支援や相談」、「2啓発事業の推進」の「青少年育成の基本となる家庭の教育力向上を目指し」及び「4相談活動の充実」の「青少年相談室「ぶらすゆう」の相談事業」に該当
	142	16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。		17	P60「現状と課題」の1つ目「世代を通じた交流の推進」に該当
	143	16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。		23	P78「8年後にめざす姿」の1つ目「だれもが互いを尊重し、地域全体で支え合っています」に該当
	144	16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	当初承認された予算に占める第一次政府支出(部門別、(予算別又は類似の分類別))、最近公的サービスを使用し満足した人の割合	24	P81「3助け合いによる子育て支援の推進」の1つ目「児童虐待の早期発見と未然防止」及び2つ目「児童虐待等の迅速・適格な対応」に該当
	145	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	国全体と比較して、公的機関におけるポジション(性別、年齢別、障害者別、人口グループ別)の割合。意思決定が包括的かつ対応的であると考えている人の割合(性別、年齢、障害者、人口グループ別)	27	P92「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」及び「市民の役割」の1つ目「地域内の人と人とのつながりを大切に(共助)、地域内の情報を共有しましょう」に該当
	146	16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。		31	P101「3行政運営の効率化向上」の1つ目「官民連携により、市民の利便性とサービスの質の向上を図ります」及び「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当
	147	16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。		32	P102「現状と課題」の2つ目「市民に対する説明責任を果たす」に該当
				27	P92.93「8年後にめざす姿」の1つ目「市民自らが地域課題の解決に取り組むことで、地域のつながりが強固となり、活力に満ちた地域となっています」及び「市民の役割」の1つ目「市民一人ひとりが人権について理解し、ともに尊重し合い、心豊かで健康に暮らしています」に該当
			31	P101「3行政運営の効率化向上」の1つ目「官民連携により、市民の利便性とサービスの質の向上を図ります」及び「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当	
			32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当	

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
	148	16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	31	P100「2電子自治体の推進」に該当
	149	16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。		
	150	16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	28 31 32	P94「1人権教育・啓発の推進」の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき及び「2男女共同参画の推進」の「男女共同参画社会の実現」に該当 P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当 P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当
目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	151	17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。		
	152	17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。		
	153	17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。		
	154	17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協動的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。		
	155	17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。		
	156	17.6 科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。		
	157	17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。		
	158	17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。		

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
17の目標	159 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を射た能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。			
	160 17.10 ドー・ハラウンド(DDA)交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。			
	161 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。			
	162 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。			
	163 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。			
	164 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数	31	P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当
	165 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	開発協力提供者による国の結果枠組み及び計画ツールの利用範囲	31	P101「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当
	166 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。			
			32	P102「8年後にめざす姿」の2つ目「市民ニーズを踏まえ、総合計画の基本構想、基本計画に掲げた目標が計画的に実現」に該当

SDGs			総合計画中期基本計画	
17の目標	169のターゲット	169のターゲット指標	施策該当番号	該当箇所
17	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	官民、市民社会のパートナーシップにコミットしたUSDルの総額	1	P18「19「1ごみの減量化・循環利用の推進」、3環境保全活動の支援」及び「4低炭素のまちづくりの推進」に該当
			2	P20.21「1消費生活センター運営の充実」及び「2消費者の支援・育成」に該当
			3	P22「現状と課題」の1つ目「市民、事業者、行政の協働による、防災対策、危機管理体制の確立」に該当
			4	P24「8年後にめざす姿」の2つ目「市民が消防や防災などの活動に積極的にいかかわり、「消防力・防災力」が強いまちになっています」に該当
			13	P51「2地域資源を活かした観光まちづくり」の2つ目「観光協会をはじめ、観光、交通、情報にかかわる民間事業者等、多様な関係者と協働」に該当
			17	P61「3社会教育活動の推進」の「地区公民館を、地域で社会教育活動を行う団体の育成と支援を推進するための拠点と位置づけ」に該当
			19	P66「6市民養蚕の推進」に該当
			21	P70「1文化活動の推進」の1つ目「市民の要望や新しいアイデアを取り入れた」、「2市民の文化活動への支援」の2つ目「市民、団体等の文化・芸術活動を支援」及び3つ目「市民等を対象とするアンケートなどの意向調査」に該当
			22	P75「1地域包括ケアシステムの推進」の1つ目「関係機関との連携により地域包括ケアシステムの構築を図ります」、「2介護予防と生きがいづくり・社会参加の推進」の5つ目「地域福祉の拠点である公民館と連携した支援体制の構築」及び「3介護保険制度の安定した運営」の2つ目「サービス事業者等との連携を強化し、地域密着型サービスの充実と施設の適正な配置を推進します」に該当
			23	P78「現状と課題」の6つめ「社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の事業活動は、高い公共性をゆうしており、これらとのより一層の連携」、「1相談・支援体制の充実」の1つ目「相談支援事業所との連携」及び2つ目「指定相談支援事業所の整備を推進」に該当
			24	P81「3助け合いによる子育て支援の推進」の1つ目「関係機関や民生委員児童委員との連携」、「4子ども・子育て支援の推進」の2つ目「各分野との連携やネットワーク化を図る」に該当
			27	P92「1人と人がつながり・つくり出す「地域づくり」の推進」に該当
			29	P96「1交流・関係人口の拡大に向けた取組」の1つ目「大学等との連携」、2つ目「つながりを維持する体制の構築」及び「2地域おこし協力隊の活用推進」に該当
			30	P98「1国際交流の推進」に該当
			31	P100.101「8年後にめざす姿」の1つ目「市民と行政の協働やICTの活用により、効率的で利便性の高い行政サービスが提供されています」、「3行政運営の効率化向上」の1つ目「官民連携により、市民の利便性とサービスの向上を図ります」及び「5計画行政の推進」の「総合計画に掲げる指標の達成状況の検証」に該当
	17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特異的な質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。			
	17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。			